

平成 18 年 2 月 秋 田 市 議 会 定 例 会 質 疑 者

新 社 会 党 ・ 護 憲 連 合

前 田 喜 蔵

議案第31号 秋田市国民保護協議会条例を設定する件

- 1 協議会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条による設置であるが、条例制定の期限の法的根拠はなく、なぜ今回制定しなければならないのか
- 2 国民保護計画の策定について
 - (1) もし計画が策定されるのであれば、いつごろ示されるのか
 - (2) 法第39条により協議会は審議することになるが、議会との審議には触れておらず、議会が無視されていると思うがどうか
 - (3) 法第40条には協議会の組織が示されており、その中には助役、教育長、消防長のほか、県職員、市職員、自衛隊に所属する者（防衛庁長官の同意を得た者に限る）が規定されているが、全体で60名のうち、それぞれ何名を予定しているのか
 - (4) 協議会においては、保護の実施に伴う国民の損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て、または訴訟、その他国民の権利・利益の救済に係る点について、どれだけ関与できるのか
 - (5) 協議会は、保護の実施に伴う市民の自由と権利の制限という基本的人権への制限が予想される問題に直面した時、どれほどかわり得るのか

議案第32号 秋田市国民保護対策本部および秋田市緊急対処事態対策本部条例を設定する件

- 1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第25条による対策本部設置について、閣議決定、市長通知、公示とあるが、この手続きはいつ完了したものか